

如くである。

職員健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月十七日 勅令第百七十六號)

職員健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第八條第二項中「電氣供給ノ事業」ノ下ニ「及物ノ配給

(販賣ヲ除ク)ノ事業」ヲ加フ

第七十六條 療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用又ハ療養

ニ要スル費用ヨリ厚生大臣ノ定ムル額ヲ控除シタル

額トス

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル額ハ療養ニ要ス

ル費用ノ十分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ算定ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ前

三項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコト

ヲ得

第七十九條 職員健康保險法第四十七條第三項ノ規定

ニ依リ徴收スル一部負擔金ノ額ハ第七十六條第一項

ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル額トス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ前

項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ

得

第七十九條ノ四 前二條ノ規定ハ職員健康保險法第五

十條第二項ノ規定ニ依リ傷病手當金ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十四年十二月二十 勅令第八百五十八號職員健

康保險法施行令抄録

第八條 職員健康保險法第十八條第一項第一號乃至

第五號ニ掲グル事業ノ範圍ハ左ノ如シ

(左記略ス)

同法同條同項第六號ノ規定ニ依リ電氣供給ノ事業

ヲ指定ス

第七十六條 療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ十分

ノ六乃至十分ノ八ノ範圍内ニ於テ厚生大臣ノ定ム

ル割合ヲ標準トシテ算定シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ算定ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ

前項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコ

トヲ得

第七十九條 職員健康保險法第四十七條第三項ノ規

定ニ依リ徴收スル一部負擔金ノ額ハ療養ノ給付ニ

要スル費用ノ十分ノ二乃至十分ノ四ノ範圍内ニ於

テ厚生大臣ノ定ムル割合ヲ標準トシテ算定シタル

額トス

恩給法改正法律の一部施行期日の件

公布

人口政策的考慮を加へた恩給法の改正については既に本誌前號本欄に所報の通りであるが、その一部施行期日の件は昭和十七年二月二十八日及び三月二十七日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

恩給法改正法律の一部施行期日ノ

(件) (昭和十七年二月二十七日 勅令第百一十一號)

昭和十七年法律第三十四號中恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正十二年四月十四日法律第四十八號恩給法抄録

第七十二條第一項、第三項及第四項

本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ當時之下同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ

戸籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後委託ニ基ク届出ガ受理セラレ又ハ戸籍届書ヲ郵送シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後届書ガ受理セラレタルトキ其ノ届出ガ他ノ法令ニ依リ届出人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サル場合ニ於テハ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ト同一戸籍内ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該届出ガ届出人ノ死亡後二年内ニ受理セラレタルトキニ限り届出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡後認知ノ裁判アリテ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ子トシテ認知セラレタル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員

又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

昭和十七年二月二十日法律第三十四號ハ恩給法中改正ノ件ナリ

恩給法改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十三號)

昭和十七年法律第三十四號ハ恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ヲ除ク外昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法施行令中改正

農地開發法施行令(本誌第二卷第五號所載)中一部改正ノ件は昭和十七年三月二十七日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。尙、同法施行規則中一部改正ノ件も同日付官報により農林省令第三十二號として公布された。

農地開發法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十六號)

農地開發法施行令中左ノ通改正ス

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

一 耕地整理法第一條各號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

二 前號ニ掲グルモノヲ除ク外農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年四月二十日勅令第四百九十五號農地開發法施行令抄録

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更開墾、埋立若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ件フモノヲ除ク

二 暗渠排水、床締又ハ客土

米穀生産獎勵金交付規則中改正

米穀生産獎勵金交付規則については本誌第三卷第一號本欄に既報の如くであるが、今般更に同令中一部改正を得て沖繩縣に對しても命令を施行することとなつた。改正條文を掲ぐれば次の如くである。

米穀生産獎勵金交付規則中改正

(昭和十七年三月三日農林省令第二十四號)

米穀生産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス

附則第二項ヲ削除ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年五月 農林省令第九十八號米穀生産獎勵金交付規則抄録

附則第二項

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

厚生省人口局に於ける健民運動實施の決定

厚生省人口局に於いては大東亞國建設の根基たるべき大和民族増強の要請に則して廣く「健民運動」なる名稱の下に其の國民的自覺と實踐とを促進することとなつたが、昭和十七年五月一日より八日までの八日間を選びその第一回の強調週間を實施することとなつた。その實施要綱並に運動に際し厚生省人口局に於いて編輯せるパンフレット「健民運動」の一部を掲ぐれば左の如くである。

健民運動實施要綱

一 趣 旨

大東亞共榮圈を建設し其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり之が目的達成の爲には我が民族の永遠に發展すべき民族にして東亞共榮圈の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要あると共に我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖るの要緊切なるものあるを以て茲に本運動を展開し聖戰目的完遂の一助たらしめんとす

二 名 稱

健民運動